

平成27年度第2回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：平成27年6月12日（金）
午前9時30分～11時50分
場所：本館3階 委員会室

日程第1 諮問事項について

- (1)大阪府が実施する「福祉的配慮が必要な府民に対する生活支援事業」に必要なと
なる、特別障害者手当等にかかる箕面市保有個人情報の提供事業について

【担当：健康福祉部障害福祉課】

【概要】

大阪府が福祉的配慮を要するかたに対してプリペイドカードによる生活支援を行うにあたり、府で保有しない対象者について情報提供の依頼があったため、「特別障害者手当」、「障害児福祉手当」及び「経過的福祉手当」受給者に係る個人情報を大阪府へ外部提供する。

【質疑応答】

委：対象者の基準は府内で統一されているのか。

市：3手当は国の制度のため、手当受給者に差異はない。

委：システムから抽出した個人情報を保存するデータファイルの保管方法や期間は。

市：データファイルについて、提供内容の変更（対象者の転出等）に備え、事業期間中はインターネットに接続しない専用端末において保管し、事業終了後は削除する。

【答申】

「適切である」と答申する。

委員の質問にも明確に回答しており、特に問題ないように思われる。

- (2)地方税の徴収及び滞納管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価について

【担当：総務部債権管理機構】

【概要】

平成27年10月の番号法施行に伴い、地方税の徴収及び滞納管理に関する事務において特定個人情報（マイナンバー）を新たに取り扱い、複数の機関に存在する個人の情報を同一人のものであると確認できるよう、当該業務システムの改修を行う。

また法の定めにより、担当課は「特定個人情報保護評価書」を作成し、自らの特定個人情報の取扱いを評価したうえで、審議会において第三者評価を行う。

【質疑応答】

委：職員が市民宅に訪問する際、マイナンバーを持ち出す可能性はないか。

市：マイナンバーを利用した情報を持ち出すことはない。

【答申】

「指摘事項を修正のうえ、適切である」と答申する。

評価書自体の考え方はこれで良いと思われる。ただし、審議会での指摘事項については十分確認のうえ修正し、その内容を各委員に報告すること。

(3)国民健康保険料の徴収及び滞納管理に関する事務に係る特定個人情報保護評

価について

【担当：市民部債権管理機構】

【概要】

平成 27 年 10 月の番号法施行に伴い、国民健康保険料の徴収及び滞納管理に関する事務において特定個人情報（マイナンバー）を新たに取り扱い、複数の機関に存在する個人の情報を同一人のものであると確認できるよう、当該業務システムの改修を行う。

また法の定めにより、担当課は「特定個人情報保護評価書」を作成し、自らの特定個人情報の取扱いを評価したうえで、審議会において第三者評価を行う。

【質疑応答】

地方税に関する案件と合わせて諮問したため、特になし。

【答申】

「指摘事項を修正のうえ、適切である」と答申する。

評価書自体の考え方はこれで良いと思われる。ただし、審議会での指摘事項については十分確認のうえ修正し、その内容を各委員に報告すること。

(4)後期高齢者医療に関する事務に係る特定個人情報保護評価について

【担当：市民部介護・医療・年金室】

【概要】

平成 27 年 10 月の番号法施行に伴い、後期高齢者医療に関する事務において特定個人情報（マイナンバー）を新たに取り扱い、複数の機関に存在する個人の情報を同一人のものであると確認できるよう、当該業務システムの改修を行う。

また法の定めにより、担当課は「特定個人情報保護評価書」を作成し、自らの特定個人情報の取扱いを評価したうえで、審議会において第三者評価を行う。

【質疑応答】

委：後期高齢者の個人情報は漏れると悪用される可能性が高く、リスク管理をより厳密にすべきである。

委：システムの保守委託について、事務システムによって再委託の有無に違いがあるのはなぜか。

市：委託先のパッケージソフトウェアを使用している業務システムは再委託せず、委託先が保守を行う。逆に、委託先のシステムを使用しながらソフ

トウェアは委託先以外の会社のものを導入している場合は、保守業務のみ当該ソフトウェア会社が行うため、再委託される。

委：担当職員自身に、再委託されているかどうかの意識付けが必要がある。

委：現在、受付窓口には委託会社の社員が配置されているが、市民としてなんだか頼りなく感じることもある。しっかり研修を行うようお願いしたい。

【答申】

「指摘事項を修正のうえ、適切である」と答申する。

評価書自体の考え方はこれで良いと思われる。ただし、審議会での指摘事項については十分確認のうえ修正し、その内容を各委員に報告すること。

日程第２　その他

次回は平成 27 年 7 月 10 日（金）午前 9 時 30 分から開催することを確認した。